

# 新地町地域防災計画

## 第5章 個別災害対策計画

### 第5章 - 2 地震災害対策計画

## 目次（地震災害対策計画）

第1節	応急活動体制	1
第2節	情報の収集・伝達	3
第3節	災害時の広報	13
第4節	津波災害対策	13
第5節	行政機関及び防災協定団体等への応援要請	13
第6節	自衛隊への災害派遣要	13
第7節	避難対策	13
第8節	避難所の開設・管理	13
第9節	要配慮者対策	13
第10節	消防・救急救助活動	13
第11節	危険物施設等災害応急対策	13
第12節	医療（助産）・救護対策	14
第13節	飲料水・食料・生活必需品等の供給対策	14
第14節	緊急輸送対策	14
第15節	災害警備活動及び交通規制対策	14
第16節	生活関連施設の応急対策	14
第17節	障害物の除去及び廃棄物等処理対策	14
第18節	防疫及び保健衛生対策	14
第19節	応急住宅対策	14
第20節	行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬対策	14
第21節	文教対策	15
第22節	公共施設等の応急対策	15
第23節	ボランティアとの連携	15
第24節	義援物資及び義援金の受入れ	15
第25節	災害救助法の適用	15
第26節	地震災害復旧・復興計画	15

### 【留意事項】

当該計画は、主に地震災害発生時の応急対策を中心にまとめたものである。  
なお、「第1節 総則」をはじめ、災害発生前の事前対策は「第2章 災害予防計画」、災害発生時の応急対策は「第3章 災害応急対策計画」、応急対策期以降の対策は「第4章 災害復旧・復興計画」を基本とする。

## 第1節 応急活動体制

町及び防災関係機関は、地震災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効率的に推進するため、法令及び町地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

### 第1 災害対策本部設置体制

#### 1 災害対策本部等の設置

町長は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づき、直ちに新地町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

##### 《設置基準》

- 1 震度6弱以上を観測したとき。
- 2 気象庁が、福島県に津波警報又は大津波警報を発表したとき。
- 3 地震又は津波により町内に大規模な災害が発生し、その規模及び範囲からして総合的な災害応急対策を要するとき。
- 4 その他、町長が必要と認めるとき。

なお、設置基準1に該当する場合は、本部を自動的に設置する。

#### 2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、新地町災害対策本部条例に定めるところによる。

#### 3 職員の非常配備・召集

- (1) 町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び召集場所等の職員の召集計画を別に定める。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、召集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に召集するよう努める。

#### 4 体制

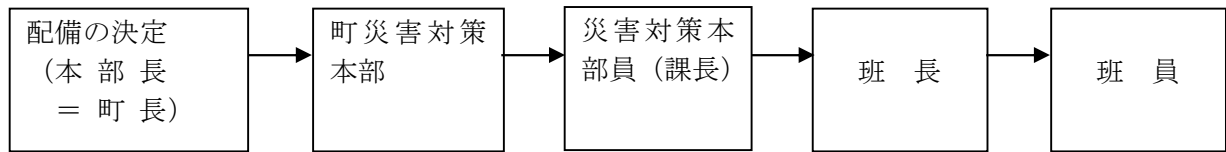
このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」に定める。

### 第2 職員の召集

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制」に定める。

#### 1 勤務時間内の非常召集系統

- (1) 災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、災害対策本部長の配備決定に基づき、総務課長が次の順序で行う。
- (2) 召集は、庁内放送、電話、口頭により行う。



## 2 勤務時間外の非常召集系統

- (1) 災害対策本部のそれぞれの配備につくための動員は、災害対策本部長の配備決定に基づき、総務課長が行う。
- (2) 召集は、電話、電子メール等により行う。
- (3) 各課長は、勤務時間外における動員の迅速化を図るため、各課及び班の計画（連絡先、連絡順、召集所要時間等）をそれぞれ定めておく。
- (4) 職員は、非常召集の連絡を受けたときは、直ちに登庁して所定の配備につく。
- (5) 職員は、病気、その他やむを得ない理由により、非常召集に応じられないときは、その旨を班長に届け出る。

## 第3 職員の配備及び服務

### 1 職員配備状況等の報告

- (1) 各課長は、職員の配備状況について取りまとめ、総務課長を通じて本部長に報告する。
- (2) 各課長は、職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を総務課長に報告する。

### 2 職員の服務上の注意事項

災害対策本部設置時における職員の服務については、新地町職員服務規程第32条及び第36条に基づくものとし、次の点に注意する。

- (1) 災害に関する情報及び本部の指示に注意する。
- (2) 不急の業務、会議及び出張については中止する。
- (3) 職員の動員が命じられた場合、直ちに指定された場所に召集する。
- (4) 自らの言動で町民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

## 第2節 情報の収集・伝達

災害時における災害情報の収集・報告・伝達は災害対応の基本である。災害応急対策の円滑な実施のためには、迅速かつ正確な情報を収集し、的確に関係機関へ通報（伝達）することが必要である。また、これを一元的に取りまとめて組織的、機能的に応急対策の推進を図らなければならない。

### 第1 情報連絡体制の確保

#### 1 本町の情報通信体制

災害時における本町の情報通信体制は次のとおりである。

##### 【情報通信体制】

通信システム	利用内容等
有線電気通信設備 (N T T電話回線)	・職員との連絡、県及び防災関係機関との連絡等における基本的な情報通信手段。
防災行政無線 (移動系、同報系)	・災害時における町民への広報活動等に利用する。 ・基地局、屋外拡声子局、戸別受信機 等。
電子メール	・有線通信設備(N T T電話回線)が繋がりにくい場合には、県及び防災関係機関との連絡手段として活用する。
J-A L E R T (全国瞬時警報システム)	・気象庁や消防庁等からの緊急情報を瞬時に収集するための手段として活用する。 ・町民等に緊急情報を瞬時に伝達するための手段として活用する。
緊急速報メール(エリアメール)	・高齢者等避難開始、避難指示、避難情報など、緊急性の高い情報を伝達するための手段として活用する。
防災メール	・町から防災メール登録者に対し、緊急情報を配信する手段として活用する。
Lアラート※ (災害情報共有システム)	・メディアを活用した町民や防災関係機関等への一斉情報伝達手段として利用する。
防災情報提供システム	・福島地方気象台より県(危機管理総室)等に気象・地象・水象情報が提供される。
福島県総合情報通信ネットワーク	・有線電気通信設備、防災事務連絡システム、データ回線及び衛星携帯電話のシステムであり、上記の情報通信体制を確保するための手段として活用する。
各種情報網	・テレビ、ラジオ等の報道機関からの情報の収集。 ・インターネット等の各種情報ネットワークからの情報の収集。

※Lアラートとは、I C T を活用して、災害時の避難指示等、地域の安全・安心に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオ等の様々なメディアを通じて、町民に迅速かつ効率的に提供するもの。

#### 2 災害時の通信連絡

- (1) 町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに情報通信機能の点検を行う。支障を発見した場合は、速やかに施設・設備の応急復旧を行う。
- (2) 町及び防災関係機関が行う情報連絡手段は、原則として有線電気通信(N T T電話回線)、福島県総合情報通信ネットワークとする。また、状況に応じて、これ以外の本町の通信システムを適切かつ有効に活用する。

(3) 有線電気通信（N T T 電話回線）を使用する場合、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

災害時における二次災害の予防、救援、復旧等に関し緊急を要する事項等については、災対法第 57 条の規定により、災害時優先電話を行うことができる。

そのため、町は、非常通話、緊急通話をかける電話番号をあらかじめ N T T 東日本福島支店に登録しておくものとする。また、災害時において緊急の場合は、あらかじめ登録していない電話回線でも、非常電話・緊急電話に該当すると認められる場合は優先利用が可能であることから、町は、必要に応じて災害時優先電話の登録を行う。

### **3 防災行政無線の運用**

(1) 災害時における情報の伝達、被害情報の収集、その他必要な応急対策に関する指示、命令等は、町及び防災関係機関に設置した町防災行政無線を活用する。

(2) 町防災行政無線の運用は、「新地町防災行政無線局管理運用規程」に基づくものとする。

### **4 防災行政無線の通信統制**

町防災行政無線については、通常の配備体制による使用を原則とするが、回線が混雑し、通信回線の確保を図るために必要と認められる場合、適切な通信統制を行うものとし、円滑な通信に努める。

## 第2 地震情報等の受理伝達

### 1 地震情報の種類とその内容（津波については津波災害対策計画を参照）

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報等を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。

### 2 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

- (1) 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- (2) 福島県に津波警報等を発表したとき。
- (3) その他、町民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- (4) 特に発表が必要と認めた場合。

### 3 地震情報等の受理伝達

- (1) 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達する。  
「地震情報の伝達系統図」を参照。
- (2) 県は、福島地方気象台から受理した地震情報等について、町、防災関係機関に伝達する。
- (3) 町は、地震情報等を受理したときは、直ちに町民等に伝達するとともに、避難の指示の必要な措置を行う。

### 4 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて町民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

- （注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

### 5 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

県内の全市町村に設置（うち、7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークのファクシミリ蓄積システムにより町、消防本部、地方振興局に送信される。





### 第3 被害状況等の収集・伝達

#### 1 被害状況の掌握

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害状況等の収集・伝達 1 把握すべき事項」に定めるところによる。

#### 2 被害状況の収集要領

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害状況等の収集・伝達 2 被害状況の収集要領」に定めるところによる。

#### 3 緊急初動期における被害状況の収集・把握

災害発生直後の緊急初動期における被害状況の収集・把握については、以下のとおり行うものとする。

【緊急初動期における被害状況の収集・把握】

収集する情報		実施担当	主な情報入手関係機関
人的被害	死者、負傷者等	消防団	相馬警察署
要救出現場・危険箇所	家屋倒壊	消防団 本部事務局 都市計画課	相馬警察署 消防新地分署
	土砂災害	消防団 建設課	相馬警察署、県、 消防新地分署
	水害	消防団 建設課	相馬警察署、県、 消防新地分署
	火災	消防団	消防新地分署
緊急輸送に関する交通情報	緊急輸送路、主要道路の被災状況	建設課	磐城国道事務所相馬出張所、県
	鉄道の被災状況	本部事務局	東日本旅客鉄道(株)
	ヘリポートの被災状況	本部事務局	
医療情報	医療機関の被災状況(施設の被災状況、患者の被災状況等)	健康福祉課 保健センター	郡医師会 公立相馬総合病院 渡辺病院
	医師(診療科目毎)、看護師等の要員確保及び空き病床の確保	健康福祉課 保健センター	郡医師会 公立相馬総合病院 渡辺病院
ライフライン施設等の情報	上水道施設の被災状況	本部事務局	相馬地方広域水道企業団
	下水道施設の被災状況	都市計画課	
	電力施設の被災状況	本部事務局	東北電力ネットワーク(株)相双電力センター
	ガス施設の被災状況	本部事務局	各ガス事業者
	通信施設の被災状況	本部事務局	東日本電信電話(株)福島支店

#### 4 緊急初動期以降の被害状況の収集・把握

緊急初動期以降の情報収集・把握については、以下のとおり行うものとする。

##### 【緊急初動期以降の被害状況の収集・把握】

把握する情報		実施担当	主な情報入手関係機関
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況 罹災世帯及び罹災者の把握	本部事務局 消防団	相馬警察署 消防新地分署 陸上自衛隊 郡医師会
住家被害	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部破壊の状況 床上浸水・床下浸水の状況	本部事務局、都市計画課 税務課、健康福祉課 消防団	
	建築物応急危険度判定	本部事務局 都市計画課	県
非住家被害	公共建物（官公署庁舎、公民館等）	総務課 関係各課	
	その他（車庫等）	総務課 関係各課	
その他被害	田畑の被害状況 農林水産業施設の被害状況 農産被害、畜産被害、水産被害の状況	農林水産課	農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 土地改良区等関係団体
	商工被害の把握	企画振興課	商工会議所等関係団体
	文教施設の被害状況	教育委員会教育総務課	
	医療機関の被害状況	健康福祉課 保健センター	郡医師会
	道路、橋梁の被害状況	建設課	県、国
	河川、水路の被害状況	建設課、農林水産課	県、国
	上水道施設の被害状況	本部事務局	相馬地方広域水道企業団
	下水道施設の被害状況	都市計画課	
	ごみ処理施設等の被害状況	町民課	相馬方部衛生組合光陽 クリーンセンター
	有害物資保管施設の被害状況	消防団 企画振興課	相馬消防分署、県
	土砂災害の被害状況	建設課	県、国
	電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	本部事務局	東北電力ネットワーク (株)相双電力センター ガス供給事業者 東日本電信電話(株)福島支店 東日本旅客鉄道(株) 新地エネルギーセンター

## 5 罹災状況、被害金額の把握

詳細被害状況に基づき、罹災状況と被害金額を把握する。

## 6 被害状況の集約・整理

### (1) 被害状況の集約

本部事務局は、各課各班及び関係機関から報告を受けた被害状況を集約する。

### (2) 被害状況の整理

本部事務局は、集約した状況を常に整理し、各課や関係機関に速やかに報告できるよう準備する。

## 7 県・国への被害報告

### (1) 報告方法

町から県への報告にあたっては、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とする。被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部（相双地方振興局）へ被害情報を報告する。

なお、県への報告ができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行い、事後に県に報告する。

### (2) 報告の種類

ア 概況報告 (被害即報)	被害が発生した場合に直ちに行う報告。
イ 中間報告	被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告。被害が増加する見込のときは、集計日時を明記するものとする。
ウ 確定報告	被害の状況が確定した場合に行う報告。

### (3) 報告の様式

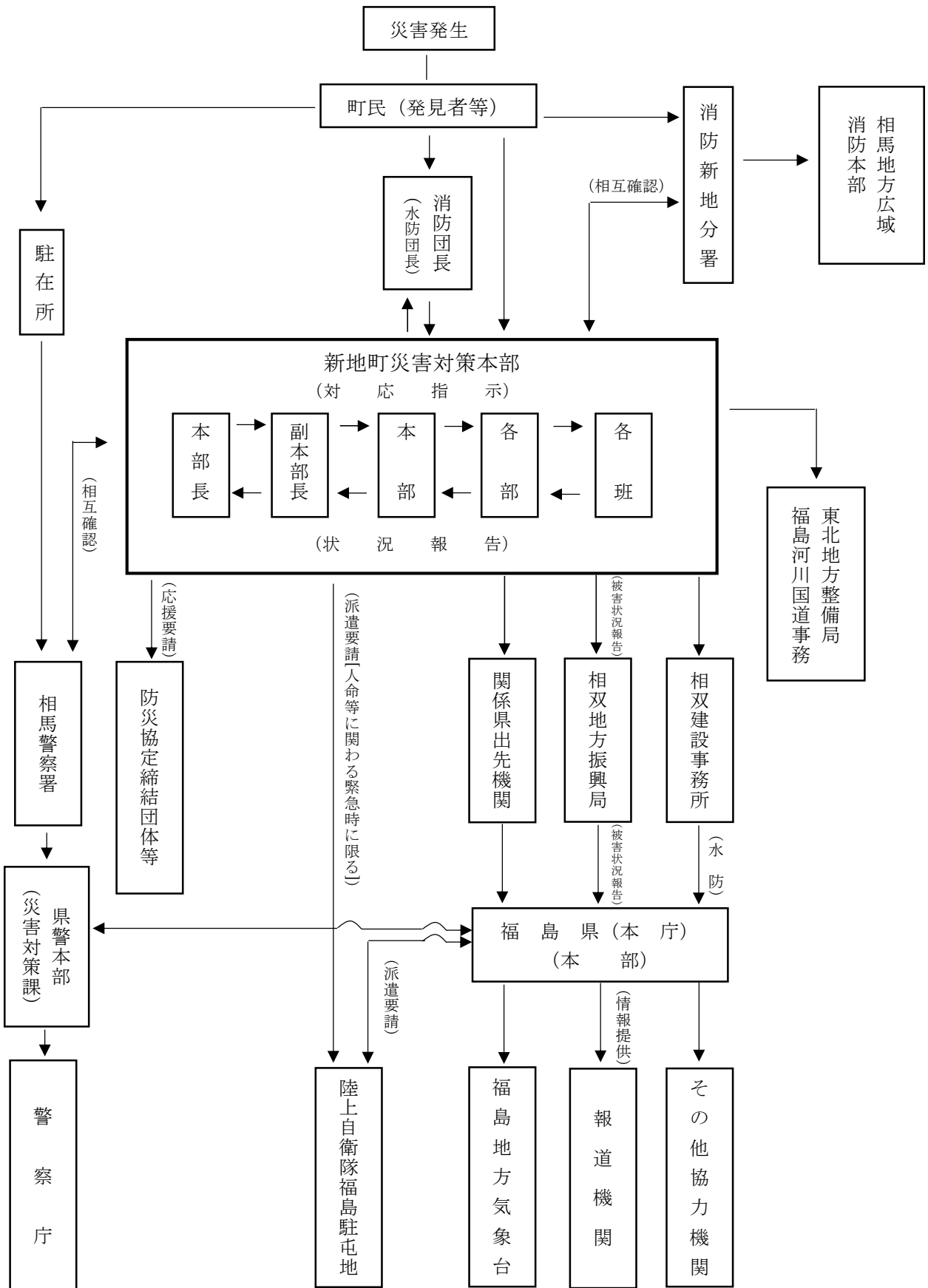
報告様式は県の定める被害報告様式による。概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容として行う。

被害の認定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者。 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1カ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。住家の損害割合50%以上。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ構造耐力上主要な基礎、柱、壁などを含む大規模な補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。住家の損害割合40%以上50%未満。
	中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失し、かつ居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ建物の居住が困難なもの。住家の損害割合30%以上40%未満。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。住家の損害割合20%以上30%未満。
	準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。住家の損害割合10%以上20%未満。
	一部損壊	住家の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に至らない程度で補修を必要とするもの。住家の損害割合10%未満。
	床上浸水	浸水深0.5m以上で住家の床より上までの浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

## 8 情報の伝達

関係機関への情報の伝達は、以下により行うものとする。



### **第3節 災害時の広報**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報」に定める。

### **第4節 津波災害対策**

このことについては、「第5章-3 津波災害対策計画」に定める。

### **第5節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第4節 行政機関及び防災協定団体等への応援要請」に定める。

### **第6節 自衛隊への災害派遣要請**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第5節 自衛隊への災害派遣要請」に定める。

### **第7節 避難対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第6節 避難対策」に定める。

### **第8節 避難所の開設・管理**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・管理」に定める。

### **第9節 要配慮者対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者対策」に定める。

### **第10節 消防・救急救助活動**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第11節 消防・救急救助活動」に定める。

### **第11節 危険物施設等災害応急対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第12節 危険物施設等災害応急対策」に定める。

## **第12節 医療（助産）・救護対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第13節 医療（助産）・救護対策」に定める。

## **第13節 飲料水・食料・生活必需品等の供給対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第14節 飲料水・食料・生活必需品等の供給対策」に定める。

## **第14節 緊急輸送対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第15節 緊急輸送対策」に定める。

## **第15節 災害警備活動及び交通規制対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第16節 災害警備活動及び交通規制対策」に定める。

## **第16節 生活関連施設の応急対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第17節 生活関連施設の応急対策」に定める。

## **第17節 障害物の除去及び廃棄物等処理対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第18節 障害物の除去及び廃棄物等処理対策」に定める。

## **第18節 防疫及び保健衛生対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫及び保健衛生対策」に定めると。

## **第19節 応急住宅対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第20節 応急住宅対策」に定める。

## **第20節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬対策**

このことについては、「第3章 災害応急対策計画 第21節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬対策」に定める。



## **第 21 節 文教対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 22 節 文教対策」に定める。

## **第 22 節 公共施設等の応急対策**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 23 節 公共施設等の応急対策」に定める。

## **第 23 節 ボランティアとの連携**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 24 節 ボランティアとの連携」に定める。

## **第 24 節 義援物資及び義援金の受入れ**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 25 節 義援物資及び義援金の受入れ」に定める。

## **第 25 節 災害救助法の適用**

このことについては、「第 3 章 災害応急対策計画 第 26 節 災害救助法の適用」に定める。

## **第 26 節 地震災害復旧・復興計画**

このことについては、「第 4 章 災害復旧・復興計画」に定める。